

平成20年度 公立大学法人横浜市立大学の 業務の実績に関する評価結果の報告について

このたび、横浜市公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、地方独立行政法人法に基づいて、公立大学法人横浜市立大学(以下「法人」という。)の平成20年度における業務の実績について評価を行いました。

評価委員会は、評価結果を法人に通知するとともに設立団体の長である市長へ報告し公表しました。また市長はこの評価結果の報告を受けたときは議会へ報告することになっています。

1 評価委員会について

(1) 設置の目的

法人の業務の実績に関する評価等を行うため、平成16年12月に評価委員会を設置。

(2) 委員構成

	氏名	役職等
委員長	川村恒明	神奈川芸術文化財団理事長
委員	蟻川芳子	日本女子大学学長
	岸勲	日本公認会計士協会神奈川県会相談役
	桐野高明	国立国際医療センター総長
	山上晃	横浜商工会議所顧問

(3) 開催状況

- ア 第23回評価委員会 (平成21年5月1日開催)
- イ 鶴見キャンパス視察 (平成21年6月30日開催)
- ウ 第24回評価委員会 (平成21年7月13日開催)
- エ 第25回評価委員会 (平成21年8月3日開催)
- オ 第26回評価委員会 (平成21年8月24日開催)

2 評価結果の概要

(1) 全体評価

一部の項目について改善の進捗の遅れが見受けられたこと、奨学寄付金の執行等に関する不適切な処理が明らかになったことなどの課題もありましたが、全体的には多くの教職員の努力により中期計画の達成に向けた年度計画が着実に実施されていると認められました。

また、財務面では、次期中期目標・計画を見据えて、設立団体との共通理解のもと、目的積立金の活用、一般競争入札の導入などを含め、法人全体の財務基盤の強化及び予算統制が実質的に機能する仕組の構築に向けた取組について、理事長のリーダーシップのもともう一段の努力を期待します。

なお第1期中期目標・計画期間も残り2年を切り、法人として今後重点的に取組むべき課題、あるいは次期中期目標・計画期間との連続性のなかで達成を目指すべき課題など、目標に示されている課題の選択とその選択に基づく具体的取組の進め方について、さらに方向性を明らかにされることを期待します。

(2) 項目別評価

【主な評価事項】

- ・ 深刻化する医師不足を解消するため、医学部医学科で、平成20年度の定員20名増に続き、平成21年度からさらに定員10名増を実現した。
- ・ 国際総合科学研究科を、都市社会文化研究科、生命ナノシステム科学研究科、国際マネジメント研究科の3研究科に再編した。
- ・ 医局運営検討委員会の設置など医局運営の透明化への取組を行った。
- ・ 附属2病院で大幅な医業収益の増収や入院単価・病床利用率等の諸指標が改善された。
- ・ ISO14001 認証取得に代わる市大独自の環境管理計画の策定方針を定め、八景キャンパスで計画が策定された。

【主な指摘事項】

- ・ 国際総合科学部の改善改革報告書の完成が平成21年度にずれ込んだ。
- ・ 教育カリキュラムに応じて研究院から教員を確保できる仕組みの実体化が進んでいない。
- ・ 市大の国際化戦略であるミッション・ステートメントが策定されたが、具体的な工程表の作成など、特色の具体化に積極的に取り組まれない。

(次ページあり)

- ・ 病院全体で、入札制度の改革・診療経費の削減など、高コスト体質の改善が進んでいない。
- ・ 奨学寄付金の不適切な処理について、法人全体として再発防止策を強力に推進することを再度強く期待したい。

* 詳細な評価結果については、冊子「平成20年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果」をご参照ください。

3 次期中期目標策定についての報告

法人の次期中期目標（平成23年度～28年度）を策定するにあたっては、専門家である評価委員会から意見を聴取することとされております。

そこで次のような考え方及びスケジュールに沿って策定を進めていくことについて、評価委員会からアドバイスをいただいております。

（詳しくは別添参考資料をご参照ください。）

【基本的な考え方（抜粋）】

- 現行の目標を継承しつつ、法人の自己点検・自己評価や評価委員会による中間評価、年度評価をもとに、社会経済状況の変化を踏まえ、法人の自主・自律性を尊重しつつ、法人が達成すべき目標を付与する。
- 市民ニーズに対応し、本市の政策に貢献できる目標を策定する。
- 運営交付金については、社会経済状況の変化や本市の財政状況を踏まえ、透明・明確な算定の基準を検討する。
- コンプライアンスの推進に向けた体制づくりや再発防止策等の取組、理事長・学長のガバナンスが十分発揮できる仕組みの構築に向けた目標を付与する。

【策定に向けたスケジュール】

平成21年9月～12月	骨子策定
平成22年1月～6月	中間案策定
7月～11月	最終案策定
12月	次期中期目標議案提出

※ 議決前の各策定プロセスにおいて、市・法人協議会、評価委員会、市民の代表である市会でのご意見を踏まえて、案を修正し、議決後に公表します。

平成 20 年度

公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果

1. 全体評価
2. 項目別評価

横浜市公立大学法人評価委員会

平成21年8月

目 次

1. 全体評価	1
2. 項目別評価	3
I 大学の運営に関する目標を達成するための取組	3
【総括的評価】	3
【法人の主な取組状況】	3
1. 教育の成果に関する目標を達成するための取組	3
2. 教育内容等に関する目標を達成するための取組	4
3. 学生の支援に関する目標を達成するための取組	4
4. 研究に関する目標を達成するための取組	5
【評価事項】	5
【指摘事項】	6
II 地域貢献に関する目標を達成するための取組	7
【総括的評価】	7
【法人の主な取組状況】	7
【評価事項】	7
【指摘事項】	7
III 国際化に関する目標を達成するための取組	8
【総括的評価】	8
【法人の主な取組状況】	8
【評価事項】	8
【指摘事項】	8
IV 附属病院に関する目標を達成するための取組	9
【総括的評価】	9
【法人の主な取組状況】	9
1. 安全な医療の提供のための取組	9
2. 健全な病院経営の確立のための取組	9
3. 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組	9
4. 高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組	10
5. 良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組	10
【評価事項】	10
【指摘事項】	11
V 法人の経営に関する目標を達成するための取組	12
【総括的評価】	12
【法人の主な取組状況】	12

1. 経営内容の改善に関する目標を達成するための取組	12
2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組	12
3. 広報の充実に関する目標を達成するための取組	12
【評価事項】	13
【指摘事項】	13
VI 自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供	
に関する目標を達成するための取組	14
【総括的評価】	14
【法人の主な取組状況】	14
【評価事項】	14
【指摘事項】	14
VII その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組	15
【総括的評価】	15
【法人の主な取組状況】	15
【指摘事項】	15
VIII 予算、収支計画及び資金計画 等	16
【総括的評価】	16
3. 参考	17
委員構成	17
開催状況	17
横浜市公立大学法人評価委員会事務局	17
法人評価の概要	18
主な評価の方針	18
評価の流れ	18

平成 20 年度 公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果

1 全体評価

〈はじめに〉

公立大学法人横浜市立大学は、市が設立するにふさわしい大学として、市民が誇りうる、市民に貢献する大学となること、さらには、発展する国際都市・横浜とともに歩み、教育・研究を充実し、幅広い教養と高い専門的能力の育成を目指す実践的な国際教養大学になることを目指している。この2つの目標を実現するために、「教育重視・学生中心・地域貢献」という基本方針のもとに大学運営の充実発展に取り組んでいる。

横浜市公立大学法人評価委員会による年度ごとの業務の実績に関する評価は、平成 17 年 4 月の法人化後、4 度目となった。これまでの評価や昨年度に実施した中間評価を踏まえ、①中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、法人の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと、②前年度の評価の中で指摘のあった事項については、大学運営に反映されているかなど翌年度の評価の中で確認すること、③中期目標の期間における中期計画の実施状況の調査・分析を行うこと、④自主自律的な大学運営の実現を目指し、法人全体の組織・業務等に関する改善・充実の観点から、必要に応じて修正を求めること、を基本方針とし、残り 2 年間となった第 1 期中期目標・計画において、その達成に向けた法人の取組を支援する観点から 20 年度の評価を行った。

〈過年度評価結果の概要〉

平成 17 年度評価では、法人化後 1 年目でもあり、理事長及び学長のリーダーシップのもとに、年度計画に定められている課題に精力的に取り組んでいること等から、全体の評価としては年度計画を概ね順調に実施していると認めると同時に、個々の取組に対する項目別評価の中において、評価すべき事項とともに今後の具体的な成果を求めるなどの指摘事項を付した。

平成 18 年度評価は、厳しい経営環境のもとにありながら、経営面では法人全体で前年度よりも改善が進められており、また教育・研究面でも着実に改善が進められているなど、全体としては中期計画に基づいて年度計画を概ね順調に実施していると認めると同時に、引き続き、設立団体が示した中期目標の達成に向けて、教育・研究の充実に努力を重ね、また法人の経営や財務運営などについても説明責任を果たしていくことを期待したいとした。

平成 19 年度評価は、法人が策定した年度計画については概ね順調に実施していると認められるが、過年度の評価からの指摘事項について、未だ改善がなされていないものが見受けられるなど、進捗管理がなお不十分である点も散見されること、大学院医学研究科における学位審査等に係る一連の事態について、健全な法人運営の基盤そのものを揺るがしかねない大きな課題が内包されていたことを指摘し、法人全体としての内部統制・管理体制の確立に今後総力を挙げて取り組むように意見を付した。しかし、個々の取組については、教職員それぞれの地道な努力により、着実に成果を上げつつあるものも多々見受けられたことは大いに評価したいとし、今後とも、市民に支えられた公立大学として、市民の信頼回復に向け、今一度、大学改革の原点に立ち返って、理事長及び学長のリーダーシップのもとに全教職員が一丸となって、緊張感を持って、全力で取り組んでいくことを期待するとした。

〈平成20年度の評価結果〉

今回の平成20年度に係る業務の実績に関する全体の評価としては、法人が策定した年度計画については概ね順調に実施していると認められる。しかし、当委員会の過年度の評価からの指摘に対して改善は見られるものの、一部の項目について改善の進捗の遅れが見受けられるなど、法人全体として当委員会からの指摘事項に対する対応についての進捗管理がなお不十分である事項も散見された。

また、法人が作成した業務の実績報告書においては、総括を詳細に記したことは評価できるが、計画と実績の対比が分かりづらい部分も見受けられた。自己点検・自己評価を的確に実施することは、法人にとっても今後の改善改革を進めるもっとも基盤となることであり、今後、この点を十分再認識し取り組んでもらいたい。

さらに、前年度の学位審査等に係る不祥事に続き、奨学寄付金の執行等に関する不適切な処理が明らかになったことは大学への社会的信頼を再び大きく揺るがすことであり極めて遺憾である。昨年の事態を契機として、職員倫理規程の制定やコンプライアンス推進体制を見直し、学内体制を整備している途上で、このような不適切な事実が外部からの指摘により発覚することは、未だ法人内で教職員の意識改革が進んでいないこともその一因でもあるとも考えられ、改めて理事長・学長のガバナンス機能の強化とコンプライアンスの徹底等も必要である。

すでに再発防止策として様々の施策が実施に移されているが、法令違反はもとより社会通念・良識にはずれる行為が再発することがないよう教職員全員が強い危機感をもち、意識改革の徹底を中心に、法人全体として強力な取組を進めるよう再度期待したい。

なお、財務面では、平成19年度に比べると法人全体では収支は若干改善したものの、セグメント別で見るとセンター病院は赤字となっている。委員会としては、法人の個々具体的な取組は評価するが、次期中期目標・計画を見据えて、設立団体との共通理解のもと、平成19年度末までに約41億円となった目的積立金の活用、一般競争入札の導入、職員の給与体系の見直しなどを含め、法人全体の財務基盤の強化及び予算統制が実質的に機能する仕組の構築に向けた取組について、理事長のリーダーシップのもともう一段の努力を期待したい。

以上、平成20年度を総括すると、前述のような課題もあったが、法人全体としては、前年度に引き続き、多くの教職員の努力により中期計画の達成に向けた年度計画が着実に実施されていると認められる。しかし、第1期中期目標・計画期間も残り2年を切り、それぞれの目標・計画毎の達成状況に項目によって相当のひらきが出つつあることも事実である。法人として今後残された期間に重点的に取組むべき課題、あるいは次期中期目標・計画期間との連続性のなかで達成を目指すべき課題など、目標に示されている課題の選択とその選択に基づく具体的取組の進め方について、さらに方向性を明らかにされることを期待したい。

I 大学の運営に関する目標を達成するための取組

【総括的評価】

第1期中期目標・計画期間も残り2年を切り、いくつかの課題を残しつつも教育研究の充実を始めとする大学運営改善への努力が着実に進められており、特に、「学生の支援に関する目標を達成するための取組」については、着実に成果を上げていると認められる。

一方、「教育内容等に関する目標を達成するための取組」については、未だに研究院にかかる基本的方向についてコンセンサスが得られずその実体化が進んでいないことは大変残念であり、年度計画を必ずしも十分に実施しているとは認められない。

【法人の主な取組状況】

1. 教育の成果に関する目標を達成するための取組

1-(1) 学部教育の成果に関する目標を達成するための具体的方策

- 医学部医学科では、深刻化する医師不足を解消するため、「緊急医師確保対策」として、平成20年度の定員20名増に続き、平成21年度からさらに定員10名増を実現した。
- 国際総合科学部では、ファカルティ・ディベロップメント《*1》については、ピアレビュー形式《*2》、学生参加型等を導入し、教員評価面談等で教員個人レベルおよびコース単位での成果を確認して評価へ反映させた。
 - 《*1》ファカルティ・ディベロップメント (FD) : 教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。
 - 《*2》ピアレビュー : 同僚 (ピア) による評価の仕組み。大学においては、教育や研究内容の公開などにより、専門的・技術的に共通の基盤を有する教員が相互に評価や審査 (レビュー) を行うことを指す。
- 4年制初の卒業生を輩出した医学部看護学科では、国家試験の合格率が看護師、保健師共に100%であった。
- 海外インターンシップの単位認定制度を確立し、平成20年度に初めてディズニー国際インターンシッププログラムに1名送り出し、次の参加予定者とも情報交換できるような仕組みを作った。
- 国際総合科学部では、英語授業のコマ数が計画を上回る事ができた。
- 医学部医学科では、国家試験対策として、国家試験の準備状況の確認と個別指導を実施した結果、合格率は96.9%で、全国7位であった。
- 看護学科については、本学附属2病院への就職支援として推薦制度が実施されたが、現役生の附属2病院への就職率は51.3%であった。
- 全1年次生へのキャリアカウンセリングが実施できなかった。
- キャリアカウンセリング件数とともにキャリア発達支援検査の受検数は減少した。

1-(2) 大学院教育の成果に関する目標を達成するための具体的方策

- 国際総合科学研究科を、大都市問題や地域医療など横浜市の抱える政策課題への対応、より実践的な教育研究・新たな学問領域の創設、外部資金獲得の強化等の観点から、平成21年度から「都市社会文化研究科」、「生命ナノシステム科学研究科」、「国際マネジメント研究科」に再編することとした。
- 医学研究科では、これまで実施してこなかった、在学生を対象としたガイダンスの平成21年度実施に向けて準備を行い、ガイダンスの充実を図った。
- 国際総合科学研究科の再編に伴い、独立行政法人理化学研究所 (理研) との基本協定書および連携大学院協定を改定し、生命ナノシステム科学研究科生体超分子システム科学専攻では全7

部門に理研の客員教授を配置する体制とすることができた。

- 国際総合科学研究科では、大学院の学則改定を行うことにより、優れた研究業績を上げた者については3年間の博士後期課程において2年以上在学すれば修了要件を満たせることとした。

2. 教育内容等に関する目標を達成するための取組

2-(1) 学部教育の内容等に関する目標を達成するための具体的方策

- 国際総合科学部では、受講生を対象とした「ティーチング・アシスタント (TA) 《*3》 制度に関するアンケート」およびTA担当大学院生を対象とした「TA制度に関するアンケート」を実施し、TAおよびスチューデント・アシスタント (SA) 《*4》 制度の課題と改善についてまとめた。

《*3》ティーチング・アシスタント(TA)：学部学生などに対し助言や実験、実習等の教育補助的業務を行う大学院生。大学教育の充実と大学院生への教育トレーニングの機会提供を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院生の処遇の改善の一助とすることを目的としている。

《*4》スチューデント・アシスタント(SA)：授業補助をおこなう学部上級生のこと。

- 平成21年度より入試管理委員会をアドミッション委員会と改め、平成20年度末に関連規程を整備し、アドミッションズセンターの役割の整理・位置づけの明確化を図るとともに、平成21年度から専任教員をアドミッションズセンター長として配置することとした。
- グレード・ポイント・アベレージ (GPA) 《*5》 については、平成20年度に制定した成績優秀者特待生制度において成績優秀者を選定するにあたり、仮GPAとして試験的に導入したことで、本格実施に向けた課題の抽出などを図った。

《*5》GPA制度：欧米の大学で導入されている学生成績評価制度。日本の大学では、従来、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)で成績を評価してきた。それに対してGPAでは、それぞれの授業科目の単位数とその評価を基に総合的な評価指標を提示する。不可の授業科目の評価も加算されるため、これまで以上に総合的な評価結果が得られる。

- 国際総合科学部では、改善・改革計画報告書の作成が平成21年6月にずれ込んだ。
- 医学部医学科の第2次試験において、出題方針決定時の問題設定の確認不足による出題ミスが判明した。

2-(2) 大学院教育の内容等に関する目標を達成するための具体的方策

- 国際総合科学研究科では、山形大学、東京大学および東京電機大学の各大学と特別研究学生交流に関する覚書を締結し、教育研究環境の整備を行った。
- 医学研究科では、医学研究科の日本語版宣伝パンフレット作成やホームページへの掲載は実施したが、英語版は宣伝パンフレットを作成中であり、ホームページへの掲載にも至らなかった。

2-(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための具体的方策

- 中期計画にある「教育カリキュラムに応じて研究院や病院から教員を確保できるよう学部長と研究院長が調整する仕組みの構築」の具体的な方向性等について議論は進めたものの明確にできなかった。

3. 学生の支援に関する目標を達成するための取組

- キャリアサポーターおよび卒業生のOBリストをデータベース化した。キャリアサポーターの登録も目標を上回る330名となった。また、「キャリアサポーターとの集い」の参加者は1.5倍(前年度比)に拡大した。
- 学内IT戦略に基づき、最新のソフトウェアの導入や、講義・自習等で利用頻度の高い情報実習室増設等を実施した。
- 耐震補強が急務となっている八景キャンパスの整備計画について、平成20年度以降は設立団体が実施することとなり、設立団体が主要校舎の耐震調査を実施した。

- 昨今の経済不況により内定取消を受けた学生に対しては、一定の条件のもと学費免除の上、留年を可能とするといった支援制度を創設するとともに、奨学金については、学生専用のポータルサイトも使用し、情報の提供に努めた。
- 八景キャンパスでは、平成20年4月に保健管理センター長等を配置し、新たな組織体制を整えた。また、全キャンパスで相談を受ける体制を整え、相談室の利用向上と連携強化を図った結果、平成20年度は809件で昨年比172.8%になった。
- 国際総合科学部(旧学部を含む)の就職率は、厳しい経済状況の中でも前年度と同水準の96.3%であった。

4. 研究に関する目標を達成するための取組

- 先端医科学研究センターを中心に外部機関と連携し、平成20年5月に「翻訳後修飾プロテオミクス医療研究拠点の形成」の提案が、科学技術振興調整費に市大として初めて採択された。
- 外部研究費の獲得実績は経済不況等もあり、受入件数については微増であるが、金額は減少した。特に、科学研究費補助金については、件数・金額ともに減少した。
- 全学的な研究倫理規程については、社会的要請に即した規程の整備に向け、見直しを進めてきたが、国際総合科学研究科の再編に対応しうるものに議論が至らなかった。

【評価事項】

- 医学部医学科では、深刻化する医師不足を解消するため、関係者の尽力によって平成20年度の定員20名増に続き、平成21年度からさらに定員10名増を実現したことは評価できる。
- 社会経済状況の変化を踏まえ、全学を挙げて議論をし、国際総合科学研究科を「都市社会文化研究科」、「生命ナノシステム科学研究科」、「国際マネジメント研究科」の3研究科に再編したことを評価する。今後は、3研究科の存在意義を学外に明確に示すとともに、次世代を担う人材育成、研究成果や知的財産の還元など、積極的に地域貢献に資することを期待したい。
- 3研究科再編に伴う連携大学院協定の締結、生命ナノシステム科学研究科と独立行政法人理化学研究所との連携など新しい展開に向けて積極的に動き出したことは評価できる。
- 先端医科学研究センターを拠点とする研究が文部科学省科学技術振興調整費の課題に採択されたことは、これまでの外部研究資金獲得の流れの中でも画期的なことであり、評価できる。
- 厳しい経済状況の中、国際総合科学部の就職率は前年度並みを維持しており、評価できる。
- 医学部医学科は、総じて着実かつ順調に計画が実施され、医師国家試験では96.9%と高い合格率を上げ、全国第7位・公立大学第1位であったことは評価できる。
- 4年制初の卒業生を輩出した医学部看護学科では、国家試験の合格率が看護師、保健師共に100%であったことは評価できる。
- キャリアサポーターの登録人数が計画数を上回るなどキャリア支援活動の充実が図られていることは評価できる。
- 学生の健康・メンタルヘルス支援の一環として保健管理センターの組織体制が整備されたことは評価するが、その機能の一層の充実を図ることを期待したい。
- 最新ソフトウェアの導入、情報実習室の増設など、IT環境の整備が着実に進められており、その効果を期待したい。

【指摘事項】

- 平成 18 年度から指摘していた国際総合科学部の改善改革報告書の完成が平成 21 年 6 月にずれ込んだことは遺憾である。この報告書に記載されている、体系的な学士課程カリキュラムの構築と実施、単位の実質化と学位の質の保証、学生支援の充実などに今後積極的に取り組むことを期待したい。
- 入学試験における出題ミス等のトラブルは受験生全体の将来にかかわりかねない重大事であり、そうした不測の事態が今後起こらないよう、常に緊張感を持って入試事務の遂行にあたられたい。
- 中期計画にある「教育カリキュラムに応じて研究院や病院から教員を確保できるよう学部長と研究院長が調整する仕組みの構築」について、未だに基本的方向についてコンセンサスが得られずその実体化が進んでいないことは大変残念であり、早急に方向性を明確にされたい。

【平成 19 年度評価も同旨を指摘】

- 従来の入試管理委員会をアドミッション委員会と改め、アドミッションズセンターを設置し、専任のセンター長を配したことは評価するが、入学者受入方針であるアドミッションポリシーの策定が遅れたことは、残念である。今後さらに、アドミッションポリシーに加え、大学の基本的な方針である、カリキュラムポリシー《*6》・ディプロマポリシー《*7》についても検討されたい。

《*6》カリキュラムポリシー：教育課程編成に関する方針

《*7》ディプロマポリシー：卒業認定・学位授与に関する方針

- 国際総合科学部の GPA の導入について、本格実施に向けた課題の抽出を図ったとのことだが、その課題を明らかにし、本格的実施に向けてさらに積極的に取り組まれない。
- 国際総合科学研究科では、一部の専攻において入学定員と入学者数に大きな隔たりがあった。平成 22 年度入学試験は、3 研究科再編後初の入試となることから、その結果を十分把握・分析し、入学定員設定の見直し等を含め、必要な対応を図られたい。
- 国等の奨学金制度の一層の活用を促進していることは評価するが、特に貸与奨学金については返還意識の涵養についても十分配慮されるよう期待したい。
- 研究費の獲得に向け学際的研究ユニットが構築されたこと、科学研究費補助金の申請件数が伸びたことは評価できるが、採択件数及び採択金額がともに前年度から減少していることは、この研究費の重要性及び同補助金自体の全体的な増額傾向からみれば残念なことであり、特に若手研究者の採択件数の増加を期待したい。
- 総合的な研究倫理体制の確立に向けた規程の整備が遅れていることは残念である。
- 新入学生に対する充実した支援は特に必要であるにもかかわらず、全員を対象とするキャリアカウンセリングが実施されなかったことは残念であり、今後の早急な取組を期待したい。
- 八景キャンパスにおける耐震補強は学生・教職員の安全確保の上からも喫緊の課題であり、設立団体との積極的な協議により早急に取り組まれない。

II 地域貢献に関する目標を達成するための取組

【総括的評価】

年度計画を概ね順調に実施していると認められる。

特に、附属2病院は地域の中核医療機関として、地域医療・市民医療の向上に大きな役割を担っており、各施策を年度計画に沿って概ね順調に実施していると認められる。

【法人の主な取組状況】（※附属病院の地域貢献に関する取組については、IV-3に記載）

- みなとみらい21地区のエクステンションセンターについては、当初の移転目的と現状との比較や、費用対効果などの精査を行った結果、センター機能の八景キャンパスへの移転を決定し、平成21年3月に移転した。
- 平成20年12月に地域貢献検討プロジェクトを立ち上げ、産学官連携、高大連携などの部会での議論など、生涯学習講座のみならず大学全体の地域貢献のあり方や取組の見直しを行い、地域貢献センターを平成21年度から設置することとした。
- エクステンションセンターでは、市民公開講座については、常に内容や市民周知等の見直しを行い、受講ニーズを把握しながら受講生の関心分野を反映した企画を実施したため、平成20年度の受講者数は、平成19年度に比して約50%増加した。
- 生涯学習に関するeラーニングは、検討の結果、コスト面と内容の折り合いが合わず、一旦導入は見送りとし、課題克服に向けた踏み込んだ調査・検討は出来なかった。
- 学位審査等に係る一連の事態を受けての再発防止策の取組である「医局運営のあり方」については、医局運営検討委員会を設置し、各教室から医局規約、人事案、会計等の報告を行うなど、運営の透明化を図った。
- 医師応援紹介について、フォームを改正し、手続きを簡略化することで効率的に対応することができた。また、市民医療講座についても受講者より毎回好評を得られた。
- 緊急医師確保対策として、平成21年4月からの医学科定員増に向けた準備を進めるとともに、それに対応したアンケート調査を実施し、地域貢献が可能なカリキュラム改正の検討を行った。

【評価事項】

- 医局運営検討委員会の設置、各教室からの医局規約・人事案・会計等の報告など、医局運営の透明化への取組を評価する。引き続き、他大学の参考となるような取組を推進されたい。
- エクステンションセンターの講座について受講者が大幅に増加するなど改善が進められていることは評価できる。今後さらに、教職員の主体的参加による講座の充実が求められることを期待したい。

【指摘事項】

- 地域貢献センターを本年4月に設置し、都市政策部門・生涯学習部門を二本柱に組織体制を整備されたことは評価できる。センターの今後の具体的な取組の方向性を明確にされたい。
なお、今回の取組は中期計画や平成20年度計画に想定されていなかったものであり、今後法人運営にあたって、目標による管理という観点から、中期計画・年度計画との整合性について充分配慮されたい。
- エクステンションセンターは、八景キャンパスへ移転したが、今後とも市民の学習意欲に応えるため、大学の知的資源を活用し、市内各所の公共施設等において、企画段階から局・区・民間企業と協働で、多様な生涯学習講座を開催するとともに、社会人が体系的に学習できる機会を提供できるよう期待したい。

Ⅲ 国際化に関する目標を達成するための取組

【総括的評価】

国際化を目指す横浜市立大学として特に積極的に取り組むべき分野であるにも関わらず、留学生の受け入れをはじめ未だ改善されていない課題が多いなど、年度計画を必ずしも十分に実施しているとは認められない。

横浜市立大学の国際化の特色を打ち出すため、平成 21 年 6 月に策定された国際化戦略「ミッション・ステートメント」に基づき、今後具体的な取組を早急に行われることを強く期待したい。

【法人の主な取組状況】

- 中間評価において「中長期的展望に立った大学全体としての国際化戦略が必ずしも十分ではない」といった指摘があったことを踏まえ、「国際化推進学長プロジェクト」を立ち上げ、本学の国際化戦略である「ミッション・ステートメント」の策定を開始した。
- サマー・サイエンス・プログラムでは、横浜市内の国際機関等から講演者を招聘し、また、市大生による生活面も含めた留学生のバックアップ体制の充実を図った。
- 課題であった海外大学で取得した単位の認定に関するルールを制定した。
- セメスター単位での留学プログラム立ち上げについて、オックスフォード・ブルックス大学及びカリフォルニア大学サンディエゴ校（UCSD）と調整を進めたが覚書締結には至らなかった。
- 海外大学との連携協議を進めている段階にあったため、戦略的な教員の海外派遣制度についての議論が遅れ、体制構築には至らなかった。
- 大学全体としての留学生数が 4 年連続で減少し、平成 20 年度は 106 人（17 年度 146 人）となった。

【評価事項】

- 2 年目を迎えたサマー・サイエンス・プログラムの内容の充実が図られていることは評価できる。大学の国際化に資するプロジェクトであり、今後、留学生を含む参加学生の増加を期待したい。
- 海外の大学で取得した単位認定については、学部をはじめ関連部門と調整の上、関連委員会、会議に諮り、3 月の教育研究審議会で単位認定の基本的考え方及びルールが最終承認されたことを評価したい。

【指摘事項】

- 「国際化推進学長プロジェクト」を立ち上げ、平成 21 年 6 月には国際化戦略であるミッション・ステートメントが策定されたが、UCSD 等とのセメスター単位での留学実施への覚書の締結、留学生宿舎確保方策の策定など、次年度以降に持ち越しとなった計画もあり、取組が順調とはいえない。今後、具体的な工程表を作成するなど、市大の国際化の特色の具体化に積極的に取り組まれない。
- 特に、大学全体としての留学生数が 4 年連続で大幅に減少していることは極めて遺憾である。広報、教育プログラム、宿舎等の受け入れ体制の在り方等その原因を的確に把握分析し、留学生に魅力ある大学づくりに早急に取り組まれない。

IV 附属病院に関する目標を達成するための取組

【総括的評価】

「健全な病院経営の確立のための取組」については、積極的な取組を進めており、年度計画を上回って実施していると認められる。

その他の「安全な医療の提供のための取組」、「患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組」、「高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組」、「良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組」の4つの取組については、年度計画を概ね順調に実施していると認められる。

なお、病院事業に関連し、一般競争入札の拡充等、業務の効率性を求める外部意見が公表されていることを重く受け止め、その改善に積極的に取り組まれない。

【法人の主な取組状況】

1. 安全な医療の提供のための取組

- センター病院では、平成20年8月、胃瘻チューブの不十分な挿入による腹膜炎が発症するという医療事故が起きた。再発防止策として、ダブルチェックを含めたマニュアルの整備、胃瘻チューブの使用開始時の許可方法ルールの確立などを実施した。
- センター病院で構築した全職員対象の教育・研修ツールであるe-ラーニングが「第5回日本e-Learning大賞」で厚生労働大臣賞を受賞した。

2. 健全な病院経営の確立のための取組

- 附属病院では入院単価が54,022円（予算比1,522円増）と大幅に伸び、診療収入が前年度対比で11億円超の増収となった。センター病院では、入院単価が60,298円（予算比2,184円増）、診療収入については前年度対比で10億円超の増収と、大幅な医業収益の増収となった。
- 診療実績としては病床利用率が附属病院では89.0%、センター病院では92.5%となった。また一日平均外来患者数が附属病院では1,926人、センター病院では1,927人となるなど、ほぼ前年並みもしくは上回る数値となった。
- 平成20年度横浜市包括外部監査で、附属2病院に対して「指名競争入札では、競争の透明性が確保されているとは言い難く、できる限り一般競争入札の導入により競争性を高めるべきであること。」及び「契約資料について、市大病院に組織として十分な管理責任を果たすことを求める。」などの改善要望等が出された。
- 附属病院では、電子カルテシステム整備を平成19年度から継続しており、平成20年7月に入院カルテ、平成21年1月に外来カルテを稼働させた。
- 附属病院では、外部コンサルタントのノウハウを活用し、新年度からの診療材料にかかる価格交渉を効果的に進め、経費削減に努めた。
- センター病院では、光熱水費、使用エネルギー消費量の削減に努めた結果、中期計画を平成19年度で達成した。さらに、平成20年度は平成19年度と比較して2.5~3%程度エネルギーの削減となった。
- 附属病院では、毎週月曜日にトップマネジメント会議を定期的で開催し、その時々の課題について病院長・副病院長等が直接話し合い、迅速な対応を講じる体制を確立している。
- 看護師確保については、インターンシップの充実など学生の視点に立ったきめ細かな採用活動の展開や内定者の辞退防止と定着を図り、附属2病院とも昨年実績を上回ることができた。

3. 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組

- 附属2病院では、紹介率・逆紹介率が大幅に向上し、地域医療機関との連携が深まった。

- センター病院では、診療の混雑具合に加え、突発での診療遅延の情報についても外来ディスプレイで案内するようにした。
- 国立がんセンターの相談員基礎研修やトレーナー研修にスタッフを派遣し、がん診療連携拠点病院として相談支援センター機能の強化に努め、ソーシャルワーカーによる回復期リハ病棟や療養病棟等への転院調整を行うなど、ワーカーを中心とする相談体制の充実を図った。

4. 高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組

- 高度先進医療の推進については、診療科と連携して先進医療の申請に継続して取り組んでおり、附属病院では平成 20 年度中に厚生労働省に対し 3 件の承認申請を行い、このうち 1 件が承認された。
- 附属病院では、平成 20 年 4 月にがん診療連携拠点病院として「緩和ケア外来」を開設し、高い専門性を活かした『難治性疼痛緩和』医療を提供している。また、母乳育児推進のため、産婦人科外来に「母乳育児支援外来」を開設し、ユニセフ「赤ちゃんにやさしい病院」の認定につながった。

5. 良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組

- 附属病院では、専門医・認定医の育成強化に関しては、医師不足診療科においてシニアレジデント（後期研修医）を増員し、不足している領域の専門医育成を開始した。
- センター病院では、「市大病院学会」として地域医療連携研修会を実施した（地域連携研修会 33 回、薬剤部 11 回）。また、附属病院では院内の 58 種類のオープンカンファレンス情報を地域医療機関等 2,500 ヶ所に情報提供した。
- センター病院では、平成 20 年 7 月より週 1 回の 24 時間保育を開始するなど院内保育所機能の更なる充実を図った。

【評価事項】

- 附属 2 病院で大幅な医業収益の増収となり、入院単価・病床利用率等の諸指標も改善されるなど、相応の努力が認められる。
- 地域医療の連携強化・市民医療の充実が図られ、紹介率・逆紹介率が大幅に向上したことは評価できる。
- 「悪性黒色腫又は乳がんにおけるセンチネルリンパ節の同定と転移の検索」が先進医療に承認され、附属病院の高度先進医療の推進への努力がうかがわれる。また「緩和ケア外来」、「母乳育児支援外来」といった専門外来の充実、拡大も評価できる。
- センター病院で構築した e-ラーニングが厚生労働大臣賞を受賞したことは評価できる。
- センター病院において省エネルギー推進に積極的に取り組み、中期計画数値以上の削減を達成したことは評価できる。
- 外来における診療遅延情報の案内を改善するとともに、院外広報誌を発行し、市民講座の開催、充実にも精力的に取り組んでおり、患者への医療サービスに貢献した。
- 職種を超えた医療人同士の知識・情報の共有と相互間の連携の強化を通じて地域全体で優れた医療人の養成を目指すという「市大病院学会」の構想の一環として地域連携研修会の充実を努めていることを評価し、今後ともその一層の充実発展を期待したい。
- センター病院の院内保育所機能の充実など女性医師の育児支援を含む医師の就労環境の改善を進めていることを評価し、今後更なる取組の進展を期待したい。
- 横浜市立大学が、国立がんセンター病院手術部を支援するために人材を派遣し、結果として国立がんセンターの運営に大きく寄与したことは評価できる。

【指摘事項】

- 即時公表となる医療事故が発生したことを踏まえ、改めて医療事故の発生防止に全力を挙げて取り組まれない。
- 入院単価や外来単価の伸びにより、病院が経営の確立に努力していることは認められるが、全体の収益構造をみると、高コスト体質の改善は進んでいないと思われる。入札制度の改革・診療経費の削減や人件費の見直しなど、費用管理体制の強化に一層の努力を期待したい。
- 契約資料等文書の管理について、組織として十分な管理責任を果たすことが必要である。

V 法人の経営に関する目標を達成するための取組

【総括的評価】

「広報の充実に関する目標を達成するための取組」については、積極的な取組を進めており、年度計画を上回って実施していると認められる。また、「経営内容の改善に関する目標を達成するための取組」については、年度計画を概ね順調に実施していると認められる。

しかし、「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組」については、個々の取組については評価できるが、昨年の学位審査等に係る不祥事に引き続き、再び奨学寄付金の執行等に関する不適切な処理が明らかになったことは、大学への社会的信頼を再び大きく揺るがすことであり極めて遺憾なことである。一連の事態についてはすでに再発防止策として様々な施策が実施に移されているが、平成20年度計画については的確に実施したとは認められない。

【法人の主な取組状況】

1. 経営内容の改善に関する目標を達成するための取組

- 今後の学費改定に向け、現状把握をするための学部ごとのコスト計算など、基礎的なデータ収集を実施した。
- 病院・大学合同で、コピー用紙の共同購入や、複写機について一括導入を実現し、経費の節減を図った。
- 寄附者への顕彰等、寄附に関する制度を創設し、自主財源の比率を高める取組を実施した。また、大学・病院全体として事務職員の定時退勤日の実施等により人件費の削減に取り組んだ。
- 平成19年度に策定する予定であった、文部科学省の「適正な動物実験をするための基本方針」に沿った全学的な指針については、平成20年度も策定に至らなかった。
- 中期計画では設立団体からの派遣職員は段階的に解消することとなっており、事務スタッフの計画通りの削減などにより、着実に市派遣職員の解消を図っているものの、平成20年5月1日現在で市派遣職員は1,241人（市派遣職員比率：63.2%）となっている。

2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組

- 平成19年度に医学研究科博士課程において「学位審査に関する謝礼授受」の問題が発覚し、より公平で透明性のある学位審査が行われるよう体制を整え、再発防止に向けた全学的な取組を行ったが、平成20年度には再び「奨学寄附金に関する不適切な会計処理」の問題が明らかになった。
- 職員の人事異動の基本方針は策定できたが、「人材開発プラン」に基づく職員給与制度の見直しは実施できなかった。また、職員の人事考課制度について法人独自の項目を検討したが、モデル実施するには至らなかった。
- テニユア制度《*8》の導入について、法人内の関係者間での制度に対する考え方が大きく乖離していたことから、引き続き検討を続けることとした。

《*8》テニユア制度：大学における教授の職位のうち、教育研究能力に特に優れ、審査により定年までの継続雇用契約を締結する制度。

3. 広報の充実に関する目標を達成するための取組

- 学内会議等での報告や職員に対するスタッフ・ディベロップメント（SD）《*9》研修など、取材対応報告の徹底やメディア掲載の状況、広報の役割を周知していくことで意識づけにつながり、学内の情報収集力が高まった。

《*9》スタッフ・ディベロップメント：職員の資質向上・能力開発のための組織的な取組。

- 学生プロジェクトの運営については、引き続きタウンマップの発行、学生Webサイトのリニューアルを行い、キャラクタープロジェクトでは学内投票、プロとの協働、愛称公募を経て、大

学キャラクターを誕生させ、学生及び職員の帰属意識の向上に貢献した。学生プロジェクトの広報活動は、学外からも注目度が高く、学内のモチベーション向上につながった。

【評価事項】

- 自主財源の比率を高める取組の実施、共同購入等の取組を行うなど、収益改善に向け、計画に掲げた各種施策を展開し、費用の削減に努め、相応の成果が認められる。
- ISO14001《*10》認証取得については、これに代わる市大独自の環境管理計画の策定方針を定め、八景キャンパスで計画が策定されたことを評価する。今後、附属2病院においても、実態・状況に即した環境管理計画の早期策定を期待したい。また、当初計画からの遅れを取り戻すべく実行段階でのスピード化も望まれる。
*《*10》ISO14001：国際標準化機構（ISO）が発行した、組織活動が環境に及ぼす影響を最小限に食い止めることを目的に定められた環境に関する国際的な標準規格（ISO14000 シリーズ）で、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を確実にするための要求事項を規定したものである。*
- 広報については計画以上に順調に実施されており、多様な広報媒体を駆使し積極的な広報展開がうかがわれ、評価できる。特に学生プロジェクトの各般にわたる広報活動について、学生の視点からの試みとして注目されているとのことであり、大いに期待したい。
- 教員評価制度結果の処遇への活用を平成21年度より実施するとしたことなど、評価制度が軌道に乗りつつあることは評価できる。

【指摘事項】

- 前年度の学位審査問題に引き続き奨学寄附金の不適切な会計処理問題が明らかになったことは大学への社会的信頼を再び大きく揺るがすことであり極めて遺憾である。教職員全員が強い危機感をもち、コンプライアンス意識の徹底、特に研究者の意識改革を中心に、法人全体として、再発防止策を強力に推進することを再度強く期待したい。
 - 学部ごとのコスト計算など学費積算に関する基礎的データの収集を進めたことを評価するが、その場合学費積算の基礎となるべき提供される教育の質及び教育の機会確保等の公立大学として当然求められる公共性の確保という要素の評価方法についても理論的基礎を明確にされるよう期待したい。
 - 「人材開発プラン」に基づく職員給与制度の見直し及び人事考課制度の構築に至らなかったことは、適正な人件費確保の観点からも残念であり、早急な実施を期待したい。
 - 教員評価制度については、公平性・客観性を担保することが制度の要諦であり、運用面での努力を期待したい。
 - 全教員を対象とする任期制の実施に努力されていることは評価するが、任期制は教員の給与、評価はもとよりテニュア制度やサバティカル制度《*11》など幅広い処遇改善策の一環として機能することが最も効果的であり、これらを含む総合的な教員処遇策の確立に引き続き努力されたい。
*《*11》サバティカル制度：研究のための長期休暇*
- 【テニュア制度、サバティカル制度については17年度評価から同旨を指摘】**
- 設立団体からの派遣職員は法人固有職員への切替えにより、かなり減少しているが、中期計画で目指す段階的解消には相当な開きがあり、中長期的な視点のもとに検討する必要がある。

VI 自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための取組

【総括的評価】

年度計画を概ね順調に実施していると認められる。

【法人の主な取組状況】

- 平成 20 年 4 月に評価センターを設置して大学認証評価に向けた体制を整備した。また、大学評価本部のもと、教育研究自己点検評価委員会が自己点検の実施体制、スケジュール等について検討し、学部・大学院の各部局において自己点検を実施した。その後、各部局の会議等で、自己点検により把握された課題について、改善に向けた具体的な取組について検討し、実施した。
- 大学の質向上に向けた意識づけを強化するため、教員管理職研修会を開催した。アンケートから、高等教育の課題及び大学経営に取り組むことへの意欲が高まったとの結果が得られた。
- 前年度指摘事項への対応状況や上半期進捗状況に関する調査を実施するとともに、中間評価の結果を平成 21 年度年度計画の策定に反映させるなど、計画を着実に達成していくための進行管理を行った。

【評価事項】

- 平成 21 年度に行われる大学認証評価に向け自己点検評価の実施等の準備が着実に進められていることは評価できる。こうした作業を通じて大学教職員全体が組織全体に関する問題意識と構成員としての一体感がさらに深まることを期待したい。さらに、評価結果を大学運営に反映させる方策について具体的に検討されたい。

【指摘事項】

- 年度計画や当委員会からの過年度の指摘事項についての進捗状況の管理が、一部の項目において十分でなく、各部局の責任者が、リーダーシップを発揮し、達成に向けさらに積極的に取り組まれない。

Ⅶ その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組

【総括的評価】

「安全管理に関する目標を達成するための取組」、「情報公開の推進に関する目標を達成するための取組」の2つの取組について、年度計画を概ね順調に実施していると認められる。

【法人の主な取組状況】

1. 安全管理に関する目標を達成するための取組

- 全学的な安全衛生管理体制については、各事業所の衛生管理者と産業医に「安全衛生管理体制」「長時間労働状況の把握」など現状把握のためのアンケート調査を実施した。

2. 情報公開の推進に関する目標を達成するための取組

- 4月の採用時に個人情報保護に関する研修を行うことで、個人情報保護に対する意識の向上を図った。

【指摘事項】

- 個人情報保護法あるいは市の条例等にもとづき研修・自主点検の実施など、具体的施策を展開しているが、大学が保有する膨大な個人情報を考慮すると、継続した個人情報管理体制の充実と具体的な仕組みづくりが必要である。
- 昨年度指摘した、防災対策にとどまらない附属2病院を含めた法人運営全体をカバーしうる総合的な危機管理体制の構築について、さらに明らかにされたい。

Ⅷ 予算、収支計画及び資金計画 等

【総括的評価】

法人は、中期目標に定められた考え方に基づき、運営交付金が計画的に削減されることを踏まえつつ、持続可能な経営基盤を早期に構築することが必要である。

平成 20 年度決算においては、平成 19 年度に比べると法人全体では収支は若干改善したものの、セグメント別で見るとセンター病院は赤字となっている。

加えて、平成 19 年度末までに目的積立金は約 41 億円となっており、現行の第 1 期中期目標・計画期間がまもなく最終年度を迎える中で、具体的活用方策を明確にすべきと考える。

利益処分額については、大学、附属病院、センター病院別にそれぞれを分析・評価した結果、全額を目的積立金として承認することは適当であると考えているが、

「設立団体との共通理解のもと、次期中期目標・計画を見据え、目的積立金の活用も含め、法人全体の財務基盤の強化及び予算統制（収支計画、資金計画、さらには人員配置計画や設備投資計画など）がさらに実質的に機能するための取組を進めること。」
を当委員会の意見とした。

3 参考

◆委員構成(委員は50音順)

委員長	川村恒明	神奈川芸術文化財団理事長
委員	蟻川芳子	日本女子大学学長
	岸 勲	日本公認会計士協会神奈川県会相談役
	桐野高明	国立国際医療センター総長
	山上 晃	横浜商工会議所顧問

◆開催状況(平成20年度以降)

1. 第15回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成20年4月14日開催)
2. 第16回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成20年5月23日開催)
3. 金沢八景キャンパス視察 (平成20年6月24日実施)
4. 第17回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成20年7月4日開催)
5. 第18回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成20年7月29日開催)
6. 第19回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成20年8月25日開催)
7. 第20回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成20年10月23日開催)
8. 第21回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成20年11月11日開催)
9. 第22回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成21年1月23日開催)

10. 第23回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成21年5月1日開催)
11. 鶴見キャンパス視察 (平成21年6月30日開催)
12. 第24回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成21年7月13日開催)
13. 第25回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成21年8月3日開催)
14. 第26回横浜市公立大学法人評価委員会 (平成21年8月24日開催)

◆横浜市公立大学法人評価委員会事務局

横浜市都市経営局大学調整課

1. 法人評価の概要

公立大学法人横浜市立大学（以下「公立大学法人」という。）は法人化に伴い、市会の議決を経て、市が定めた中期目標の達成に向け、公立大学法人自らが策定した中期計画や年度計画に基づいて自主自立的な大学運営を推進することとなっている。また、公立大学法人は中期目標の期間（6年間）における業務の実績について横浜市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けるとともに、各事業年度における業務の実績についても評価委員会の評価を受けることになっている。

評価委員会は、各事業年度における評価にあたって、当該事業年度における中期計画の実施状況を調査及び分析し、その結果を考慮して総合的な評価を行う。またその評価結果を、公立大学法人に通知するとともに市長へ報告し、公表する。

なお、市長はこの評価結果を受けたときは議会へ報告することになっている。

2. 主な評価の方針

評価委員会は、主として次のような方針に基づき、業務実績に関する評価を行う。

- (1) 中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、法人の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと。
- (2) 当該事業年度における業務の実績について評価を行うこと。
- (3) 前年度の評価の中で指摘のあった事項については、大学運営に反映されているかなど翌年度の評価の中で確認すること。
- (4) 中期目標の期間における中期計画の実施状況の調査・分析を行うこと。
- (5) 自主自立的な大学運営の実現を目指し、法人全体の組織・業務等に関する改善・充実の観点から、必要に応じて修正を求めること。
- (6) 法人を取り巻く環境の変化なども踏まえ、必要に応じて、中期目標等の期間の中間点において振り返りとして総括を行うこと。

3. 評価の流れ

◆平成 20 年度業務の実績報告書の提出

評価委員会は、あらかじめ示した評価の基準と項目に基づいて、公立大学法人が年度計画上の目標を達成するための取組(7分類)とその目標を達成させるための具体的な取組(14 項目)にまとめた「平成 20 年度公立大学法人横浜市立大学の年度計画における業務の実績報告書」等の提出を受けた。

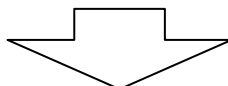
これをまとめるにあたって、公立大学法人は年度計画上の取組 446 項目を対象に自己評価を行った。

A	B	C	D	その他	合計
31	394	19	0	2	446

※その他は、他の項目で説明をしているもの

【評価の基準】

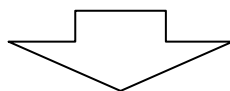
- A……年度計画を上回って実施している
- B……年度計画を順調に実施している
- C……年度計画を十分に実施できていない
- D……年度計画を実施していない



◆評価委員会による評価

公立大学法人から提出のあった平成 20 年度業務の実績報告書等に基づいて、評価委員会は書面審査及びヒアリングを実施し、次の項目に沿って調査・分析を行い、総合的に評価を行った。

評価委員会として評価した項目	自己評価	評価委員会による評価
I 大学の運営に関する目標を達成するための取組	B	B
1. 教育の成果に関する目標を達成するための取組	B	B
2. 教育内容等に関する目標を達成するための取組	B	C
3. 学生の支援に関する目標を達成するための取組	B	A
4. 研究に関する目標を達成するための取組	B	B
II 地域貢献に関する目標を達成するための取組	B	B
III 国際化に関する目標を達成するための取組	C	C
IV 附属病院に関する目標を達成するための取組	B	B
1. 安全な医療の提供のための取組	B	B
2. 健全な病院経営の確立のための取組	B	A
3. 患者本位の医療サービスの向上と地域医療への貢献のための取組	B	B
4. 高度・先進医療の推進に関する目標を実現するための取組	B	B
5. 良質な医療人の育成に関する目標を実現するための取組	B	B
V 法人の経営に関する目標を達成するための取組	B	B
1. 経営内容の改善に関する目標を達成するための取組	B	B
2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組	C	C
3. 広報の充実に関する目標を達成するための取組	B	A
VI 自己点検・評価、認証評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための取組	B	B
VII その他業務運営に関する重要目標を達成するための取組	B	B
1. 安全管理に関する目標を達成するための取組	B	B
2. 情報公開の推進に関する目標を達成するための取組	B	B



◆法人評価結果(報告書)の作成

【特色】

- ・ 年度計画全体の進捗状況を示す全体評価と各取組の進捗状況を示す項目別評価とに分けてまとめた。
- ・ 項目別評価において項目ごとの総括的評価を示した。
- ・ 法人の取組に対する評価事項及び指摘事項を明確に示した。
- ・ 過年度にも指摘している事項及び改善がなされた事項については、その旨を記載した。
- ・ 市民にわかりやすく示すため用語解説を付した。

公立大学法人横浜市立大学
次期中期目標（平成 23 年度～平成 28 年度）策定にあたって

1. 中期目標について

中期目標は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である本市から公立大学法人に付与する目標であり、目標の期間は6年間（現行中期目標期間は平成17年度～22年度）となっております。

公立大学法人横浜市立大学の中期目標は、法人が達成すべき基本的な目標、大学の運営に関する基本組織、および大学の運営、地域貢献、国際化、附属病院、法人の運営などの個別の目標から構成されており、策定された目標に沿って、法人は目標を達成するための具体的な取組である中期計画、またその年度ごとの計画を作成し、業務を実施しております。

また中期目標策定に向けた法定手続きとして、設立団体は、法人および法人評価委員会から意見を聴取するとともに、市会の議決を経る必要があります。

このように中期目標は、大学運営、教育・研究等において最も基本となるものであり、現時点から、平成23年度を開始時期とする次期中期目標の策定作業に着手する必要があると考えております。

2. 想定スケジュール

- 平成21年9月～12月 骨子策定
- 平成22年1月～6月 中間案策定
- 7月～11月 最終案策定
- 12月 次期中期目標議案提出

※議決前の各策定プロセスにおいて、市・法人協議会、法人評価委員会、市民の代表である市会でのご意見を踏まえて、案を修正し、議決後に公表します。

3. 現行中期目標の課題

- 現行中期目標・中期計画は大学内の議論を踏まえ策定されたものの、大学全体への浸透が十分であるとはいえない。
- 項目数が多く、重複した目標・計画や、到達目標が不明確であり、達成度の測定が困難な項目がある。また目標・計画設定のレベルを再検討する必要がある。
- 現中期目標で付与されている目標について達成が困難となっているものを明らかにし、その原因を分析するとともに、社会経済状況の変化を踏まえ、新たに取り組むべき目標及びその目標を達成するための財源を検討する必要がある。
- 21年度に実施する大学認証評価結果も踏まえ、教育・研究の内容について、設立団体として記載すべき内容を検討する必要がある。
- 学位審査や奨学寄付金等の執行についての一連の事案が発生したことを踏まえ、コンプライアンスの推進等に向けた取組を加速させる必要がある。
- 学生等の安全・安心の確保や戦略的な研究の推進のため、校舎等の建物の整備等について、整備内容、費用、財源、スケジュール等を明らかにする必要がある。 【裏面あり】

4. 次期中期目標策定の基本的な考え方

- 次期中期目標は、現行の目標を継承しつつ、市民が誇りうる、市民に貢献する、そして発展する国際都市・横浜とともに歩む「横浜市が有する意義のある大学」として、「教育重視・学生中心・地域貢献」という基本方針のもと、その存在意義を明確に市民に示すことができるような中期目標を策定する。
- 次期中期目標は、法人による自己点検・自己評価や法人評価委員会による中間評価、年度評価における未改善取組事項等をもとに、社会経済状況の変化を踏まえ、法人の自主・自律性を尊重しつつ、法人が達成すべき目標を付与する。
- 策定にあたっては、法人内での教員も含めた大学全体の次期中期計画策定準備作業の議論・意見を考慮し、市民の意見も踏まえ、明確な目標設定を図る。
- 国等の高等教育に関する動向や、国立大学法人、他公立大学法人の次期中期目標の策定状況も踏まえ、検討をすすめる。
- 教育、研究、地域貢献、国際化、附属病院、法人経営等の取り組むべき内容については、市民ニーズに対応し、本市の政策に貢献できる目標を策定する。
- 運営交付金については、社会経済状況の変化や本市の財政状況を踏まえつつ、次期中期目標達成に資するための必要額を交付するために、透明・明確な算定の基準を検討する。
- コンプライアンスの推進に向け、体制づくり、再発防止策等の取組を加速させるための目標を付与する。
- 自主・自律性を持つ法人として、安定した財務・経営基盤や経営全般にかかわる管理体制などを確立するため、理事長・学長のガバナンスが十分発揮できる仕組みを構築する。
- 校舎等の建物について、学生等の安全・安心の確保や戦略的な研究の推進のため必要な整備を行うとともに、整備後は、他大学の状況等も踏まえ、今後の建物の所有・管理形態について検証する。
- 法人の自主・自律に向け、固有職員を育成するための目標を付与するとともに、市派遣職員の配置のあり方についても中期目標に反映させる。

5. 次期中期目標策定の進め方

- 法人は基本的な目標や使命、教育・研究面における強みや特徴、社会や市民のニーズを内部で十分に議論し、次期中期目標期間内における具体的な取組内容を明らかにする。
本市はその取組内容について、市が有する大学としての意義を念頭におき、更に活発に取り組むべき点を精査し、また同時期に検討される横浜市次期中期計画との整合を図りつつ中期目標を策定する。
- 本市は法人の取組状況を聴取しつつ、骨子、中間案、最終案を策定し、その段階ごとに、専門的・総合的視点を有する法人評価委員会等の意見や助言を得て進める。
- 平成 21 年度中に骨子策定、中間案の検討を行い、平成 22 年度は中間案策定、最終案の検討を行い、平成 22 年 12 月までに策定する。